

第 1 回 令和元年台風災害復旧・復興推進本部会議

日時：令和元年 11 月 12 日（火）
災害対策本部員会議終了後
場所：県庁 3 階 第一応接室

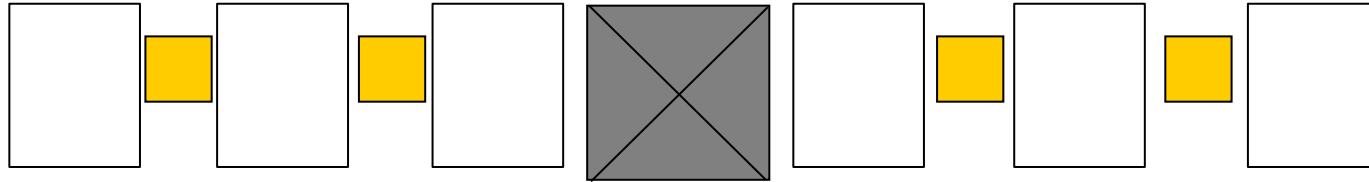
次 第

- 1 開会
- 2 令和元年台風災害復旧・復興推進本部長挨拶
- 3 令和元年台風災害復旧・復興推進本部の設置について
- 4 今後の令和元年台風災害復旧・復興推進本部会議について
- 5 その他
- 6 閉会

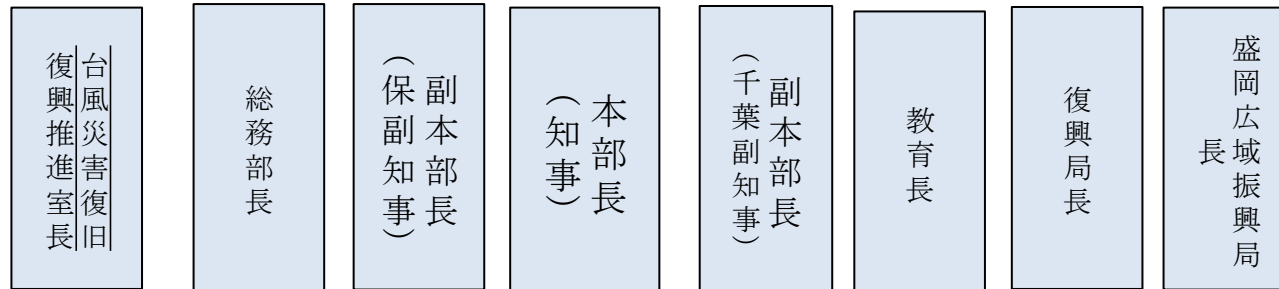
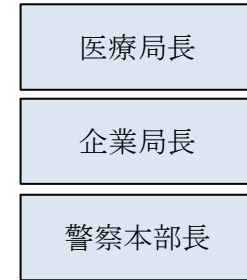
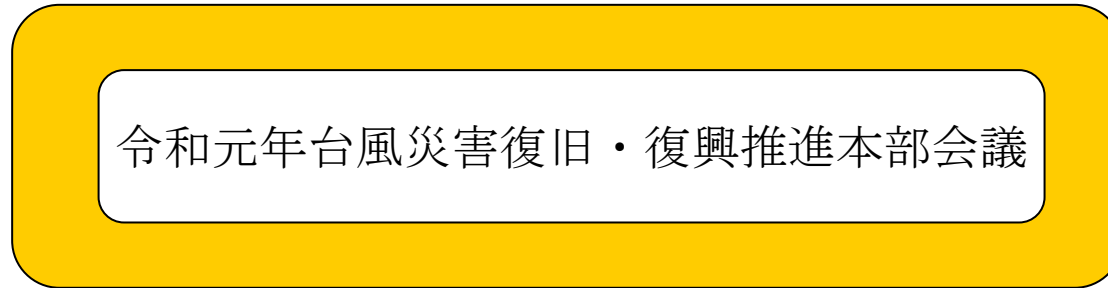
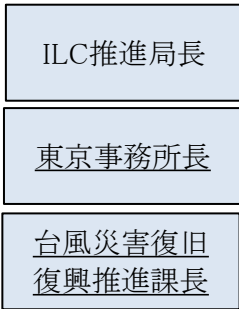
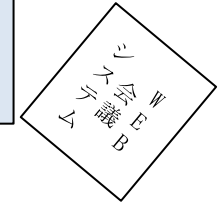
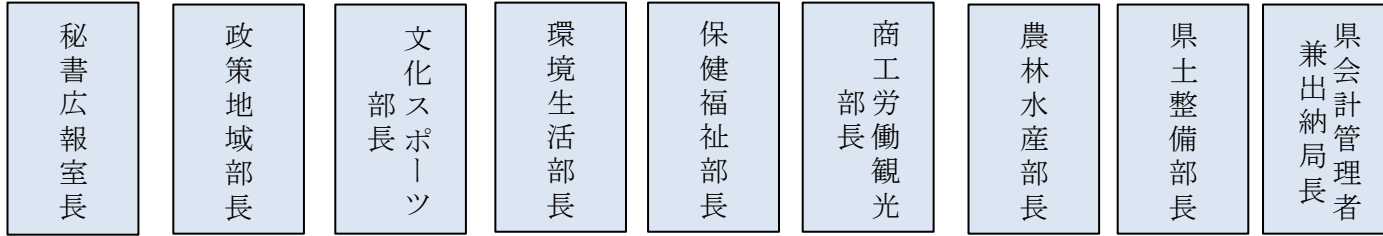
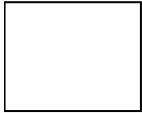
令和元年台風災害復旧・復興推進本部名簿

No.	所属	職	氏名	備考
1		知事	達 増 拓 也	本部長
2		副知事	千 葉 茂 樹	副本部長
3		副知事	保 和 衛	副本部長
4	秘書広報室	室長	高 橋 勝 重	
5	総務部	部長	八重樫 幸 治	
6	政策地域部	部長	白 水 伸 英	
7	文化スポーツ部	部長	菊 池 哲	
8	環境生活部	部長	大 友 宏 司	
9	保健福祉部	部長	野 原 勝	
10	商工労働観光部	部長	戸 舘 弘 幸	
11	農林水産部	部長	上 田 幹 也	
12	県土整備部	部長	八重樫 弘 明	
13	復興局	局長	大 槻 英 毅	
14	I L C 推進局	局長	佐々木 淳	
15	出納局	会計管理者兼出納局長	菊 池 満	
16	盛岡広域振興局長	局長	石 田 知 子	
17	県南広域振興局長	局長	平 野 直	Webを通じた出席
18	沿岸広域振興局長	局長	石 川 義 晃	Webを通じた出席
19	県北広域振興局長	局長	南 敏 幸	Webを通じた出席
20	医療局長	局長	熊 谷 泰 樹	
21	企業局長	局長	藤 澤 敦 子	
22	教育委員会	教育長	佐 藤 博	
23	警察本部	本部長	島 村 英	
24	東京事務所	所長	高 橋 達 也	

出入口



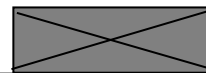
電話



2

出入口

知事
出入口



令和元年台風災害復旧・復興推進本部設置要綱

(趣旨)

第1条 令和元年台風第19号の災害対策を推進するため「令和元年台風災害復旧・復興推進本部」(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 復旧・復興状況の総合的な把握及び連絡調整に関すること。
- (2) 被害状況等の把握に関すること。
- (3) インフラの復旧に関すること。
- (4) 被災住民の生活再建の支援に関すること。
- (5) 被災地のコミュニティの再生に関すること。
- (6) 産業(観光、農林水産業、製造業等)の再生・振興に関すること。
- (7) その他、被災地域及び周辺地域の復旧復興推進に関すること。
- (8) 上記に掲げる事務のほか、対外的な窓口、市町村及び関係機関との連携に関すること。

(本部の組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は知事を、副本部長は千葉副知事及び保副知事をもって充てる。

3 本部員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)第2章に規定する部局等及び出納局長及び第3章に規定する広域振興局長
- (2) 医療局長
- (3) 企業局長
- (4) 教育長
- (5) 警察本部長
- (6) 東京事務所長

4 本部長は、必要があると認めるときは、関係機関の職員等に本部会議への出席を要請することができる。

(本部会議)

第4条 本部長は、復旧・復興推進の総合的な方針決定並びに各部において実施する復旧・復興推進施策の連絡及び調整を行うため、必要に応じて本部会議を招集する。

2 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

(事務局)

第5条 本部に事務局を置く。

2 事務局の業務は、台風災害復旧復興推進室において行う。

(補足)

第6条 本部の活動その他に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月12日から施行する。

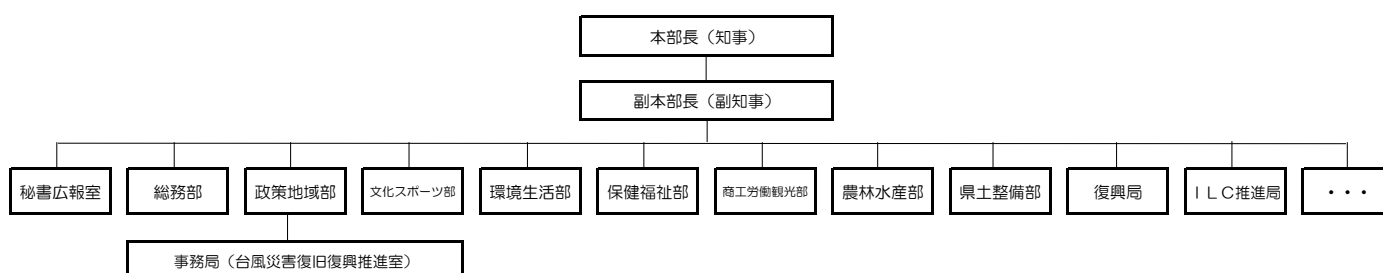
台風第19号災害からの復旧復興に向けた体制強化について

1 概要

本庁各部局、広域振興局等が一体的となって、台風第19号災害からの復旧復興を推進するため、知事を本部長とする「令和元年台風災害復旧・復興推進本部」（以下「推進本部」という。）及び専担組織を設置します。初動の応急対応から復旧復興に局面が移ってきていることから、災害対策本部は推進本部へ移行します。

2 台風第19号災害からの復旧復興に係る組織体制

(1) 推進本部の設置（11月12日付け）



(2) 台風災害復旧復興推進室の設置（11月12日付け）

- ① 推進本部の設置にあわせ、推進本部の事務局として事業全体の総括を担う「台風災害復旧復興推進室」を政策地域部に設置し、台風災害復旧復興推進課長及び特命課長を配置するとともに、室員1名を普代村に駐在させます。
- ② 本庁関係室課及び広域振興局の企画担当課長等（18名）を兼務配置します。

【 台風災害復旧復興推進室 】

室長（兼任）

└台風災害復旧復興推進課長———室員1（普代村駐在）

└└特命課長（台風災害復旧復興推進）

- └総務）総合防災室 防災危機管理監（兼）
- └政策）政策推進室 調整監（兼）※ILC）企画総務課 総括課長
- └政策）市町村課 総括課長（兼）
- └文ス）企画室 企画課長（兼）
- └環生）企画室 企画課長（兼）
- └保福）企画室 企画課長（兼）
- └商工）企画室 企画課長（兼）
- └農水）企画室 企画課長（兼）
- └県土）企画室 企画課長（兼）
- └復興）復興推進課 総括課長（兼）
- └教委）教育企画室 教育企画推進監（兼）
- └盛岡局）経営企画部 企画推進課長（兼）
- └県南局）経営企画部 企画推進課長（兼）
- └沿岸局）経営企画部 企画推進課長（兼）
- └沿岸局）宮古地域振興センター 所長（兼）
- └沿岸局）大船渡地域振興センター 所長（兼）
- └県北局）経営企画部 企画推進課長（兼）
- └県北局）二戸地域振興センター 所長（兼）